

横手市議会における災害発生時の対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横手市内において災害が発生し、横手市地域防災計画に基づく横手市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置された場合において、横手市議会が市対策本部と連携し、迅速かつ適切な災害対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 横手市議会議長（以下「議長」という。）は、災害により市対策本部が設置された場合、横手市議会内に横手市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を置くものとする。

2 議長は、本部を置いたときは、直ちに全議員へ周知を図るとともに市対策本部に連絡し、協力体制を確認するものとする。

(本部の構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員で構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部役員は、各常任委員会及び議会運営委員会の委員長をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。

5 本部員は、本部長、副本部長及び本部役員を除く全ての議員をもって充て、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(本部の任務)

第4条 本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行うこと。
- (3) 災害情報の収集及び整理を行い、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) 必要に応じて、国及び秋田県等関係機関へ要望を行うこと。
- (6) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。

- (2) 本部より情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて本部へ報告すること。
- (4) 各地域における活動に協力すること。
- (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(議会事務局の対応)

第6条 議会事務局における対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、本部へ情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、本部の業務に従事する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。